

音 楽（器楽合奏）

発行者			教科書の記号・番号	判型 総ページ数	検定済年
番号	名称	略称			
17	教育出版	教 出 ◆	器楽 017-72	A B 変型 106	令和6年
27	教育芸術社	教 芸 ◆	器楽 027-72	A B 変型 106	

※「発行者 略称」欄にある◆は、「学習者用デジタル教科書」(学校教育法第34条第2項に規定する教材)の発行予定があることを示しています。

校 種		聴覚障害特別支援学校	肢体不自由・病弱特別支援学校
観点	生徒の実態	・両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上で、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度である。	・肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度である。 ・慢性の疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度である。
	内容の 取扱い等	①動きを模倣する活動など、視覚的な情報で学習活動が工夫できるもの。	①上肢の操作を伴うものであっても、学習活動が工夫できるもの。
	2 障害への配慮を要する 内容等	①音の重なりによる響きを感じ取ることがねらいになっており、学習活動に困難が想定されるもの。 ②演奏や歌唱の聞き比べ等、学習活動に困難が想定されるもの。	①上肢の操作を伴うため、楽器の演奏等の学習活動に困難が想定されるもの。 ②心疾患等に関わる配慮が必要なもの。 ③集団で行う活動など、生徒数が少ないため取扱いに工夫が必要であるもの。
構成上の工夫		①聴覚の障害を補えるように、概要や手順を写真、図絵等で視覚的に説明しているもの。	①学習のポイント等が大きな文字や枠囲み等で簡潔に記されているもの。 ②体験の不足を補えるように、写真、図絵等で視覚的に示されているもの。

中学部 音楽(器楽合奏)(聴覚障害特別支援学校)

教科書発行者			教出	教芸	
内容	演奏形態別の曲数	独奏・斉奏	38	25	
		重奏・合奏	26	17	
		いろいろな楽器による合奏	10	10	
	我が国や郷土の伝統音楽の曲数		18	12	
	諸外国の音楽の曲数		31	27	
	取り上げている楽器の種類別の数	和楽器	弾き物(弦楽器)	4	6
			吹き物(管楽器)	2	6
			打ち物(打楽器)	5	9
		諸外国の楽器(世界の諸民族の楽器を含む)	弦楽器	15	3
			リコーダー	1	3
			リコーダー以外の管楽器	4	0
			打楽器	8	15
			鍵盤楽器	2	3
		電子楽器	1	1	
	その他(手作り楽器を含む)		3	3	
	発展的な内容を取り上げている箇所数		2	0	
	聴覚障害のある生徒が興味・関心をもって取り組むことができる単元等について ①動きを模倣する活動など、視覚的な情報で学習活動が工夫できるもの。		18箇所 ①「ギター」では、コードの押さえ方やストローク奏法を、写真を見ながら学習することができ、視覚的な情報により活動が工夫できる。(P36)	19箇所 ①「打楽器」では、様々な打楽器を、演奏方法の写真とリズム譜を見ながら練習することができ、視覚的な情報により活動が工夫できる。(P63-67)	
	聴覚障害への配慮を要する内容等について ①音の重なりによる響きを感じ取ることがねらいになっており、学習活動に困難が想定されるもの。 ②演奏や歌唱の聞き比べ等、学習活動に困難が想定されるもの。		9箇所 ①「リコーダー」では、複数のパートを合わせて演奏する活動があり、取り扱う際に配慮が必要である。(P13) ②「表現の仕方を調べてみよう PART-2」では、複数の楽器の音色を比較する活動があり、取り扱う際に配慮が必要である。(P55)	4箇所 ①「三味線」では、楽器を弾きながら歌を歌い音色や旋律の特徴を感じ取る活動があり、取り扱う際に配慮が必要である。(P49) ②「マイメロディー」では、2種類の調弦で演奏し、音階の雰囲気の違いを感じ取る活動があり、取り扱う際に配慮が必要である。(P43)	
	障害の状態に応じた事項、その他 ①聴覚の障害を補えるように、概要や手順を写真、図絵等で視覚的に説明しているもの。		①「太鼓」では、演奏時の構え方と打ち方を写真で示している。(P60-63)	①「三味線」では、ばちを構えてから弾き終わるまでのばちの動きを写真で示している。(P47)	
参考	防災や自然災害の扱い	あり	あり		

中学部 音楽(器楽合奏)(肢体不自由・病弱特別支援学校)

教科書発行者			教出	教芸	
内容	演奏形態別の曲数	独奏・斉奏	38	25	
		重奏・合奏	26	17	
		いろいろな楽器による合奏	10	10	
		我が国や郷土の伝統音楽の曲数	18	12	
	諸外国の音楽の曲数		31	27	
	取り上げている楽器の種類別の数	和楽器	弾き物(弦楽器)	4	6
			吹き物(管楽器)	2	6
			打ち物(打楽器)	5	9
		諸外国の楽器(世界の諸民族の楽器を含む)	弦楽器	15	3
			リコーダー	1	3
			リコーダー以外の管楽器	4	0
			打楽器	8	15
			鍵盤楽器	2	3
		電子楽器	1	1	
	その他(手作り楽器を含む)	3	3		
	発展的な内容を取り上げている箇所数		2	0	
	肢体不自由・病弱の生徒が興味・関心をもって取り組むことができる単元等について ①上肢の操作を伴うものであっても、学習活動が工夫できるもの。		2箇所 ①「太鼓」では、音の高さや音色の調節できる太鼓の紹介や、ばちの持つ位置を変えてもよいことなどが示してあり、学習活動が工夫できる。(P58-63)	2箇所 ①「打楽器」では、シェーカーやカスタネットなど様々な打楽器の演奏の仕方が示してあり、学習活動が工夫できる。(P63-67)	
	肢体不自由・病弱への配慮を要する内容等について ①上肢の操作を伴うため、楽器の演奏等の学習活動に困難が想定されるもの。 ②心疾患等に関わる配慮が必要なもの。 ③集団で行う活動など、生徒数が少ないため取り扱いに工夫が必要であるもの。		36箇所 ①「篠笛」では、指先を細やかに使う運指が示してあり、取り扱う際に配慮が必要である。(P24) ②「リコーダー」では、息のコントロールとして腹式呼吸の方法が示してあり、取り扱う際に配慮が必要である。(P17) ③「木星」では、4パートに分かれた演奏があり、取り扱う際に配慮が必要である。(P70-71)	24箇所 ①「ギター」では、コードの押さえ方や奏法が示してあり、取り扱う際に配慮が必要である。(P30-31) ②「篠笛」では、息の流れを意識して練習する学習があり、取り扱う際に配慮が必要である。(P56-57) ③「千の風になって」では、4パートに分かれた演奏があり、取り扱う際に配慮が必要である。(P80-81)	
	障害の状態に応じた事項、その他 ①学習のポイント等が大きな文字や枠囲み等で簡潔に記されているもの。 ②体験の不足を補えるように、写真、図絵等で視覚的に示されているもの。		①「リコーダー」では、学習の項目を背景色で強調して示している。(P8-9) ②巻頭に、ストリート・ピアノの説明と実際に演奏している写真を示している。(P4)	①「太鼓」では、太鼓の種類ごとに異なるイラストマークを付けて各太鼓の特色と太鼓の写真が対応するよう示してある。(P51) ②巻末に、部活動を通して、和楽器の合奏に取り組んでいる写真を示している。(P107)	
	参考	防災や自然災害の扱い	あり	あり	